

平成20年11月21日

役員各位  
組合(支部・連合会)各位

全国海運組合連合会

シップリサイクル条約の動向と準備について

標題の件につきまして、昨日の理事会におきまして所有船舶の完成図書の所在をご確認いただくようお願いした処ですが、総連合会より別紙の通り情報と併せ、有害物質の一覧表（インベントリ）作成のための必要な図書等の連絡がありましたのでお知らせいたします。

以上



内航大型船輸送海運組合  
全国海運組合連合会  
全国内航輸送海運組合  
全日本内航船主海運組合  
全国内航タンカー海運組合

事務局 御中

事務連絡

平成20年11月18日

日本内航海運組合総連合会  
環境安全委員会委員長

### シップリサイクル条約の動向と準備（お知らせ）

掲題に関し、本条約はILO（国際海事機関）MEPC（海洋環境保護委員会）シップリサイクル作業部会にて草案準備が進められ、本年10月のMEPC58にて条約草案が承認され、2009年5月の外交会議において条約採択の予定となっております。

他方、国連及び国際労働機関並びに関係各国からは、早期発効に向けての要請が出ており、早ければ2012年1月頃の条約発効となりそうな状況にあります。

国内における取組としては、本年6月から7月にかけての東京(2回)、岡山、福岡にての「シップリサイクル条約の概要とその動向に関するセミナー」が開催され具体的な説明が行われて来ました。

同セミナーに参加されました内航オペレーター、船舶所有者の方々は十分ご理解されていると捉えておりますが、参加出来なかった組合員の方々に対し大事な準備事項を含め要点を下記の通りお知らせしますので、貴事務局より周知方お願い致します。尚、内航総連ホームページの会員サイト（E内航）に理解を深めていただきたく「現存船のインベントリ作成について」を掲示しますので是非ご覧下さい。

### 記

#### 1. 条約の目的

船舶のライフサイクルを通じて、シップリサイクルに係わる環境・労働安全問題の解決を図ること。

#### 2. 対象船舶

国際総トン数500総トン（内航船の350GT相当）以上の船舶（新造船・**現存船**）で、内航船は海外売船する際に対象となります。

\* **現存船**とは条約発効後の新造船でない船舶

## 2. インベントリの作成者

新造船・・・造船所（船舶所有者）

現存船・・・船舶所有者

## 3. 現存船インベントリ第一部に記載すべき有害物質（4物質）

アスベスト・PCB・オゾン層破壊物質・有機スズ化合物

（新造船インベントリは、上記4物質に加えカドミウム・鉛等9物質）

## 4. 現存船のインベントリ作成業者と認定

船舶所有者は、**条約発効後5年以内**に、専門家もしくは専門家集団に依頼して（有料）作成し、それを国または国が承認した機関（NK）が認定してインベントリ国際証書を発給する。

## 5. 現存船インベントリ作成手順

- ①本船に関する図面や書類等を基に、有害物質の量・所在場所を確定。
- ②目視・サンプリングチェック計画の作成
- ③同上計画の承認（国または国が承認した機関へ提出して承認を受ける）
- ④本船での目視・サンプリングチェックの実施
- ⑤インベントリの作成

## 6. 本船に関する図面や書類等（船舶所有者が事前に準備すべきもの）

現時点での対象隻数は約6500隻あり、それに条約発効までに建造される隻数が加算されるので1日2隻以上のペースで処理することが要求され、事前調査に必要な下記図面・書類等準備出来ていないと5年内の作成が難しく、認定国際証書を発給されない恐れがあります。出来ましたら、本状受け取りしだい図面・書類を確認していただき、不足している物が有れば早急に取り揃えて下さい。

- ①船舶仕様書（船体部、機関部、電気部等）
- ②一般配置図、機関室配置図、配管系統図、居住区域図
- ③防火構造図、火災制御図
- ④搭載機器等の予備品リスト、予備品発注リスト
- ⑤搭載機器・建造材料等のメーカーリスト
- ⑥搭載機器等の関係マニュアル、機器メーカー図
- ⑦塗装仕様・船底塗料の塗装履歴
- ⑧関係証書（構造部材の材料証明、機器等に関する証明書、国籍証書、船級証書、船舶検査証書等）
- ⑨姉妹船もしくは類似船からの情報（機器、設備、構造材料、塗料等）

以上